

如し。然れども古くは狗邪韓の名を以て知られしものなり。其末路は叢爾狹少となりて新羅に降りしなり。若し任那史を論せんとならば洛東江を論じて此國事を説かざるべからずと雖本編は疆域考を主とするが故に之を略すべし。尙ほ此滅亡後も任那の名存じて書紀に見ゆ此事は後章に説くべし

金官の名は三國史記には濊婆尼師今二十三年の條に金官國主首露王と記せり。然れども後代の史料によりて此國名を用ひたるかの疑なきにあらず。地理志には金海小京古金官國と記せり金官の名新羅の金官郡を以て初めとするものにあらずと

土 一 揆 (下)

雖此名稱の起りしは此國の末期なるが如し。金官の名は日本書紀には濊體紀二十三年の條に新羅の伊叱夫智禮干岐が掠めし多々羅原(多大浦懸)附近の四村の註に見ゆ。伊叱夫は三國史記の異斯夫(或云菅奈)にして三國遺事には姓を朴とし伊宗と書けり。三國史記異斯夫傳に異斯夫智度路王時爲松邊官襲居道權謀以馬戲誣加耶(或云加羅)國取之とあり後に眞興王二十三年將となりて加耶(高懸)を滅ぼす。史記紀年によれば眞興二十三年は智度路王死後約五十年なるを以て武將として異斯夫の活動期稍長きにすぎたり。其以馬戲誣加耶國取之といふものは恐くば法興王時代にして書紀の所謂四村を掠略せる事をいふものなるべし。(第三章未完)

文學博士 三浦周行

五 一揆の兵力(續)

應仁文明の内亂にありては、東西兩軍の兵力殆ど相如き、戦地も略局限せられ、且つ兩軍の對峙久しきに彌りて戦らしき戦は少く、僅に洛の内外

に於て小競合を繰返せるに過ぎず。而かも將士は戰に倦みて、みづから決死的戰鬪をなすを避け、土民兵を以て己れに代らしむるの傾向を生せり。敵の備へざるに乗じて火を縱つて奇襲を加ふるこ

とが型の如き戰術として慣用せらるゝと共に、從來武士の風上にも置かれざりし土民兵は頓に社會の水平線上に擡頭して其獨特の威力を發揮したりしより、世人は驚異の眼を睜りて「前代未聞出來者」と叫ぶに至れり。足輕の新勢力として認めらるゝに至りたるは實に是時にあり。

應仁二年の事なりき。東軍の總帥細川勝元は彼等仲間^の首領にして目附と稱せられたる骨皮道元を語らひ、部下の「惡黨物取」を率ゐて山科より稻荷に立越へ、西軍の糧食を其運搬中に奪取せしめしことあり。碧山日錄應仁二年十一月三日條に、東陣疾足三百餘人詣宇治大廟、各持長矛強弓、踏歌奔躍、頭或着金冑、或頂籬笠、或蒙赤毛、單衣細葛、其膚至於露見也、如寒以不恐者、蓋欲輕其身而疾走之如飛也といへるは主として東軍に屬せる足輕の状態を描けるものながら、亦以て足輕風俗の一斑を窺ふに足らん。此記事に見はれたる足輕に

は二つの要素あり、一は故さらに異様の行装をなし敵に向て威壓を加へんとするもの、一は輕裝馳驅に便するものなり。足輕の名稱の後者に基くは言ふ迄もなし。彼等にして若し敵の不意に出で、急撃せんか、多大の損害を興ふべきは想像に餘ららん。されば東軍も西軍も撓うてこれを味方に誘致し、兵力を充實せんことを圖れり。

「晝強盜」と呼ばれ「惡黨物取」と稱せらるゝ丈、武士的節義を彼等に望むべくもあらず、これに暗はすに利を以てせば、彼等は甘んじて他の傭兵となりて犬馬の勞を辭せざりしなり。骨皮道元の如きも、勝元はこれに吳服の織物、金作の太刀等と與へて其歡心を買へりといふ。碧山日錄應仁二年十二月二十四日條に西疾足之徒以暴食相忤、乃分黨相鬪、其魁首皆死云とあるを見るも、所謂疾足之徒たる足輕の離合聚散が利慾の他なかりしを想はしむ。大乘院寺社雜事記文明十一年閏九月十七日

條に、大和國民筒井氏が足輕を放つて奈良中を攪亂せんとし、越智古市諸氏亦これに倣ふことゝなれるを説きて「然者日々夜々ニ足輕共自他罷出向ベシ、可加扶持糧米等不可有之間、如京都打破亂入事可許可之間、奈良中一切不可有條勿論云々、珍事々々、可歎々々」と見ゆ。これに據れば京都に於ける足輕は雇主(?)の給養を受くる代りに掠奪を公許せられたるものにして、奈良も亦これに倣はんとせるなり。

爰人中間小者相語而誇凱號足輕徒黨誑人心、不寄思風度懸敵合戰仕、彼等宜無具自在、了簡上竊襲城急決勝負、懸事者自元所好、逃事非恥辱、前代未聞出來者也

とは應仁亂消息の一節なり。其懸事者自元所好、逃事非恥辱といへるは衣川百首の矢をも射す逃るを耻とおもふなよ、かろくかへりていふは足輕(斥候をいふ)の一首と共に彼等の眞面目を寫し得

て妙なりと謂ふべし。此書は足輕を以て人中間小者なりとしたるが、東福寺文書に收むる文明九年十二月九日の幕府御教書には寺家の被官同門前の住人なりとせり。

東福寺境内法性寺大踏、并宇賀辻等事、如先々爲寺家可致檢斷、次寺家被官同門前住人以下號足輕、近年致懸事、行云々、太無謂、於張本人者、處其科、至自今以後者、堅可被停止之、次御敵被官之族、有許答之輩者、就注進可被處嚴科之由所被仰出也、仍執達如件、
文明九年十二月九日、彈正忠在判

當寺雜掌

大和守在判

これ碧山日録(應仁二年八月六日條)の前門東之民有御厨子屬義就之下不事家業而頗好勇悍、聚輕卒之徒以塞東陣之路と吻合するもの、前引樵談治要に、足輕の禁遏策として其仕ふる主人を糺明すべしといへるは此輩を指せるなるべし。樵談治要は亦士民商人の足輕たるものあるを指摘

せり。實は最大多數が此種の土民にてありしことを記せざるべからず。大乘院寺社雜事記文明四年二月十二日條に、京都山城以下カセ侍共一黨號足白、如土民之蜂起令一同、是近來土民等、號足輕、任雅意、故如此儀云々、所詮亡國之因縁、不可過之とあるに據れば、當時足輕が土民に依つて代表せられ、そが反動として、こゝに侍の團體たる足白なるものゝ出現を見たりしなり。權談治要には又足輕に對しては其所在地に處罰せしむべしといへるも、當時の軍情は却て所在の土民を誘うて其援助を贏ち得んことに汲々たりしものあり。一例を舉げんに、文明二年四月二日、幕府が洛南西岡、鷄冠井、青龍寺に於ける山崎住人の戦功を褒して更に勳功を立て、恩賞に浴すべきことを諭せるは、これ山崎住人たる土民を従軍せしめたるものなり。既に従軍を命ずれば、亦武士の如く兵糧料所の支給なかるべからず。故に文明三年十月十

七日幕府は紀伊國和佐莊を以て山崎住民に與へ彼等の陣中に於ける兵糧料に充てたりしなり（離宮八幡宮文書）

斯くて足輕は戰場に於て武士と相伍し、禁制の文にも軍勢以下足輕等云々と聯書せられ、又彼等の要求に依りて徳政令の發布をも見るに至れるなり。文明四年八月京都に行はれし徳政が、足輕の強請に依りて餘儀なくせられたりしが如きは其一例なり。而して陣中に於ける博奕常習者としての足輕と徳政との關係につきては塵塚物語に興味ある逸話を傳ふ。

建武以後軍戦うちつゞき、武士立身の最中なれど、此砌武藝の達人天下にとほしきいはれはいかにと了簡するに博奕ゆへとそきこえ侍る、翠卒帷幕の中のみは、大將より下つたかた與方足輕の者共にいたるまで、彼博奕をこのみて、あるひは一たてに五貫十貫沙金五兩十兩をたてつゞけ侍る間、山をあさむくほどの金銀も暫時のほどに負侍る者、後は博用のたからも懸て、あるひは武器馬具の品ことんぐとられて、

おもはぬ辛勞しけるもありといひつとふ、畠山某が手のもの
或る戰場へむかひけるに、甲ばかり着て、直肌の武者もあり
よるひ着ながら太刀甲に沸底したるものもあり、中下の士卒
の立立は大かた不具にことやうなり、されどその時の高名お
ほくは彼不具の者にありといへり、是博奕にうち入て困難至
極の仕合なれば、此度一定必死とこゝろへ此所をすゝがんと
の一心によりてなるべし、中昔徳政といふ、その起りおほく
は彼たはふれが本元よりといひ侍る、(○以下前章に引けり)

これを前引碧山日録の足輕の行装に參看するに、
其寒天に單衣細葛を着て肌膚を露出せるは活動に
便するの用意に出でしものなりとはいへ、冠帽區
々にして、或るものは篋笠を頂げるもあれば、或
るものは金冑を被れるものある等、彼等の間に貧
富の等差ありしは掩ふべからざる事實なり。今日
ありて明日をも測り難き彼等が、陣中博奕に耽り
て衣糧を典じ、さては戰場に一命を賭して回復を
圖り、土倉に迫つて徳政を強制したるが如き、寧
ろ自然の徑路なりと謂ふべきか。蕪莫彼等の勢力

侮り難く、文明十年四月二十二日に觀世の勸進猿
樂を觀覽せんが爲め京都小川今少路に棧敷六十餘
間を溝へたりし中に、公方(將軍)御棧敷、足輕等
棧敷、諸大名棧敷の見ゆるは瑣事なりと雖ども、
彼等が社會上の地位のかのづから向上したりしを
想ふべきなり。

斯くて足輕が暴威を逞うせる結果、享祿二年五
月七日法隆寺は寺中郷内の住民にして足輕となる
を「言語道斷之濫吹」なりとし足輕の郷内に居住
するを禁じ、若し其家を構ふるものあればこれを
焼くべく、住民の足輕となるも、亦同じこの法を
設けたりき。(法隆寺衆分成就附并諸證文寫)さ
れど又地方に依りて、年貢の督促、旅客の送迎等
に缺くべからざるものとして利用せられたるを見
るは戰國時代の如く動もすれば無警察に陥り易き
時に於て不正規兵なりとはいへ、是等の警察任務
に當るに適せる故なるべし。安齋隨筆に諸國行脚

の折、途を失ひし宗長を、知人が足輕を頼みて送らしめたる宗長紀行の記事を引て、按樵談治要に見えたる足輕も此書の足輕も合戦ある時に雇はれて雑兵になる事を渡世にする者共と見ゆ、常には山賊、野伏などするあふれ者なるべし、上代にはなかりしもの也といへり。もとより足輕のすべてが山賊の類なりしといふべからざるも、彼等の護衛は當時幕府よりして入明船の警衛を命せられし海賊衆と好對照をなすものと謂ふべし。

武器を有せざる士民にして單に多數を恃み、盲動するものならしめば、軍隊のこれを一蹴するは敢て難しとせざりしならん。然れども彼等は全部とはいはず、又精銳とはいはざるも、尙ほ多少の武器を有し、武裝をなせるのみならず、正規兵の多くが鬪志なきに反して、逃足も早き代りに、猪突の勇にも富めるは鎮壓の任に當れる軍隊に取りて頗る厄介の代物たるを失はざりしなり。

六 時代の傾向

上來逐章叙述せるところは、おのづから士民階級の觀察に傾けりと雖ども、翻つて當代に於ける一般時勢を窺はんには、これと略共通なる傾向の到處に横溢するものありしを發見すべし。當時爭亂久しく打續きて、上下共に生活の安定を保つこと能はざりし爲め、朝野を擧つて生計の窮乏に瀕せざるもの殆どこれなかりしなり。將軍の吉凶毎に公武共に競うて幕府に參賀し太刀金を獻じて、慶弔の意を表するを例としたりしが、彼等の中には其餘裕なき爲め、取敢へず品目を記せる折紙を呈するに止めて、空しく時日を經過せるものありこれに對して幕府は毫も假借することなく、百方其進獻を促し、（これを折紙未進の催促若しくは譴責といへり）これが爲めに將軍の憤を招くに至れりと聞きては、彼等は「一大事」と心得、苦心慘憺、資を他に仰ぎて漸く一時の急を凌ぐ等、其窮

狀想見するに餘あり、將軍義熙の時幕府の樞機に預り、盛んに請託を納れて棟腕を揮ひつゝありし日野勝光が、毎事公方向事、以現錢折紙可申沙汰、無其儀者、一切不可及御沙汰」と公言せしが如き、亦此暗黒面の消息を語るものに外ならず。特に國內事情の最も顯著なる反映として見るべきは當時の對外關係に如くものなかるべし。南北の合一に豪族の討伐に成功せる後間もなく開始せる義滿の對明外交は彼れの深憂させる海寇の掩捕、殲滅を好餌として莫大の賜予贈遺を釣らんとせるもの、其意は亦みづから窮乏を賑さんとするに外ならず。諸國守護以下の使節を通せるものも、概ねこれに同じく中には應仁文明の戰禍に遭ひて人民の農桑を廢せる爲め、最も絀裕に乏しく、士卒多く墮指の厄に困めばとて、紬及び木綿の惠與を朝鮮に乞へる守護あり、寺院の如きも、高麗版一切經の施與を乞ふは言はずもがな、幕府の特別

保護の下にありし五山の名刹にして、其允許を得て一萬貫の奉加を朝鮮に求めしもあれば、(建仁寺の場合)造營の勸進を乞へるもあり(天龍寺の場合)特に笑止なるは嘉吉三年朝鮮使節の來朝を聞きたる諸大名が迎接費の負擔に苦しむの餘り、如何にもして使節の入京を妨げんものと鳩首濫議せる結果、時の有識大外記清原業忠の議に聽きて、書辭の無禮に拒絶の口實を發見し、漸く安堵の思をなし、こと是なり。(康富記)當時我國民の海外發展(?)も詮ずるところ、彼等の活路を求むるの必要に迫られたるものと謂ふべし。而かも目的の爲めに其手段を撰ばざるの一事に至つては、明の正朔を奉じ、印章を受けて、臣と稱するを辭せざりし義滿も、頭を垂れて哀を乞ふと、刀を擬して他を脅すとの兩面の武器を有せる「倭寇」と、道徳的に無差別なりしことを記せざるべからず。斯る氛圍氣にありては主従上下間の道徳的因襲

もかのづから動搖を來たし、前代以來の下剋上の風益露骨になりて、種姓の優劣は社會の地位を定むるに足らず、公家は武家に、將軍は管領以下重なる守護大名に、守護大名は守護代以下重なる被官に代官は又代(下代)に本寺は末寺に、師家は弟子に各傳禪的勢力を奪はるゝ習となれり。朝鮮文宗の時(我寶德二年)に朝鮮に赴きし我使臣が我國風俗君弱臣強云々といへるも(文宗實錄)同成宗の時(我文明七年)に日本國使と稱して朝鮮に赴きし性春なるものが通事田養民に我國無君臣禮義不能制下と語れるも、(成宗實錄)竝に這般の世態を道破せるもの、國惡を諱まざりし失態を以て其事實を否定すべきにあらず。而して是等の下級者が上級者を強要する手段としては多數同志の團體的反抗に依る場合最も多かりしなり。

一揆を以て士民の獨擅場なりと思考するものあらば、そは一種の色盲的論者に過ぎず。正治元年

千葉常胤以下重なる御家人六十六人が鶴岡の廻廊に集りて一味同心相渝らざるを誓ひ、連署の訴狀を頼家に上りて梶原景時の處分を迫りしが如きは大名一揆の因と看做すべきものなり。此時代に於ても、貞和二年十二月十三日幕府の發布に係る、「諸國狼籍條々」には號一揆衆致濫妨事の一條を設けて、部下の武士が一揆衆と號し、黨類を率ゐて他人に對し暴行を加ふるを禁せるものありしが、(建武以來追加)幕府の創立以來彼等の黨を樹て、相争ふこと絶えず、義滿の將軍たりし時(康暦元年)には管領細川頼之に反對せる諸大名等同盟連署して其罷免を迫り、義政の時にも山名宗全は一族同志と共に其政敵たる細川勝元畠山政長の排斥及び畠山義就の赦免を迫れることあり、就中後者は應仁の亂源をなせるものにして、一味徒黨の大名三十餘人幕府を包圍し、義政をしてこれに聽従するの餘儀なきに至らしめたるが如き、其手段

の脅迫的なるは頗る注意に値す。而して後知足院

り。

七 土一揆と内裏

記に宗全、義就及び斯波義廉を一揆衆と稱し居れば正しく大名の一揆といふべきなり。義熙の時(長享二年)近臣結城政胤寵を恃みて專横なりしかば、他の近臣は連署して彼れの非行十事を指摘して其處分を請へり。これ近惣一揆なり。其他延徳元年及び明應元年には相國寺建仁寺の沙喨一揆が院主任持の退院を迫れるあり、最も奇抜なるは文明二年に於ける大和國中盲人約三百人が筒井氏反對の爲めに起せる一揆にして、彼等は同氏の足輕と衝突し、多數の負傷者を出だせるも、往年福住氏を攻めし時は盲人の勝利に歸し同氏は遂にこれに死せり。(大乘院寺社雜事記)而して永正元年前藏

入富小路資直の其器にあらずして堂上に列せられんとすと聞きて、堂上二十餘人連署して奏狀を上つり、極力其阻止を圖りしが如き、蟲も殺さぬ長袖者流に迄も一揆の風の浸蝕せるを見るべきなり。

社會の事情にして此くの如しとせば、土民の如きも亦時代共通の軌道を歩める外他奇なきを看取するに難からじ。其德政に對する要求は一般社會の共鳴するところにして、義政の如きは一代に同令を發布すること實に十三回に達すと稱せらる。(應仁記)彼多數を恃める惡むべき暴動の如きすら大名武士の陰に陽に、これに向つて援助を與ふるを辭せざりしどころなり。慧鳳は其德政篇に於て德政を要求せる土一揆を論じたりしが、其中今一

細民之紛起、一富之竭乏、雖似小故、其弊有尤可畏者焉、實其下而犯上之兆、上面受制於下之漸也といへるは階級的觀念に捕はれたる舊思想に外ならず。彼山城の國一揆が平等院に會して國中の法制を審議せし時、大乘院尋尊大僧正のこれを評して、凡神妙、但興城(盛)者、爲天下不可然

事哉といへるは幾分同情を寄せつゝも尙ほ土民の發展につきて危惧の念を去らざるを見るべし。

然るに熟土民の一揆運動の經過を検するに、もと彼等が生活難を緩和し、活路を求めせんと欲求に出でたりといへ、其裏面に於ては酒屋土倉寺院等の資産階級に對する反抗的意味を有せるものにして、これが成功を見るに及んでは守護武士等の特權階級に反抗し、又公家武家の無資産階級に同情して、當初の經濟運動は社會運動となり、更に政治的色彩をも加味して、こゝに多少の危険性を帯ぶるに至れるなり。而して其運動の開始せられし地方と傳播せし地方との間には何等の聯絡なく自然に波及せる場合多かりしを、後には宣傳運動に依りて煽動せられたるものなきにあらず。又彼等は元來烏合の衆にして、見るべき武器を有せざりしも場數を経て次第に侮るべからざる威力を加へたり。況んや應仁文明の際、戦鬪の訓練を積め

るに於てをや。當時意氣地なき侍が系圖を賣りて凡下に成り下るものありしと同時に、凡下にして武藝を習ひ、系圖を購うて侍に成り濟まし、名國司を稱し、さては綠林の棟梁となり、徳政の張本となれるもありしといふ（文正記）斯くなりては侍階級の權威が次第に薄らぎ行くは理の觀易きところにして、尋尊大僧正が其文明二年八月五日の日記に近日ハ不見土民侍之階級之時節也といへるは必ずしも誇張の言とすべからず。即ち事實に於て階級的社會の崩壞なり、土民の解放なり。斯くて土民の或るものは獨り自己階級にのみ利益を賦與せらるゝに反對して、飽迄も他の無資産階級をこれに均霑せしめんことを主張して己まざりしにあらずや。彼等は侍の國外放逐を企て、有力なる守護大名の入國を拒絶せしにあらずや。彼等の眼中公家もなく、武家もなく、又一切の因襲的階級觀念なかりしなり。此くの如き新機運の脚下に

轉回しつゝあるを覺らず、只管階級的社會の見地より下剋上を以て彼等を律せんとするものは時代錯誤も亦太甚しと謂はざるべからず。

此時代に於ける幕府の勢力失墜は期せずして君民間に於ける人爲的障壁の撤去となれり。應仁文明の戰亂に於てすら、東西兩軍共に天皇上皇を其陣中に奉せんとし、東軍遂に其目的を達するや、西軍は朝敵となり賊軍となりて、士氣阻喪し、後醍醐院の御末、小倉宮の御子といふ御方を吉野の奥より迎へて對抗を策せしも、失敗に終れり。凡そ歷朝皇室の式微を極めさせられしこと、未だ此頃に過ぎたるはあらず。是を以て君民の接近につれて深厚なる尊皇心を誘起せしめ、僧俗競うて獻芹の誠を輸すの風をなしぬ。而かも田舎大名にして禁庭近く拜觀の榮を得たるもあれば、倍臣にして天顏を拜し、天盃を賜はり宸翰を下附せられしもあり、又臣民の病痊を内侍所に祈ることさへ許

されたるが如き、君民間の新關係は一種言ふべからざる親愛の情を加へたるを看取すべし。戰國亂離の時代が統一の曙光を認むるに至れるも亦此人心の幾微に基くものに外ならざりしなり。是に於て幕府に反抗し、守護に反噬し、寺院・土倉、酒屋を襲撃しあらゆる資産階級特權階級を敵視して破壊的制裁を加へんとせるが如き士民の一揆が如上の時代精神に接して如何に衝動したりしやを考察するは趣味ある問題なり。

土一揆の蜂起と共に注意すべき現象は彼等が其請願の容れられざる場合に火を縱つて社寺を焼かんと揚言し、又は著名なる神社寺院に楯籠れること是なり。例せば嘉吉度の土一揆は洛中洛外の堂舍佛閣に楯籠り士民にのみ徳政令を實施せんとするを拒み尊卑を論せずして借書を破棄するにあらざれば「靈佛靈社」を燒拂はんと脅したる爲め、これを許可するの已むを得ざるに至りしなり。康

正度の坂本馬借一揆も八王子の社頭に閉籠し寛正
 又明度の土一揆は何れも東寺を保ち、延徳度の土
 一揆は北野社因幡堂に閉籠せり。此くの如き類枚
 擧に遑あらず。こは是等の社寺に對する朝野の信
 仰の深厚なりし爲め、これに據ればおのづから他
 の攻撃を避くるを得べきと共に、放火の脅嚇が他
 を其要求に聽従せしむべき有効手段なりと思考せ
 られしに依るなり。只討伐隊の強硬なる進軍は彼
 等を窮地に陥れ、神聖なる社寺の境内に血を流し
 信仰の中心たる殿堂を擧げて一炬に付せしむるの
 慘事を繰返し、こと一再に止らざりしなり。

然るに文明十八年東寺に楯籠りて徳政を要求せ
 る土一揆は細川政元の兵の洛中の土倉を率ゐてこ
 れを襲ふに及び、草創以來未無_レ炎上_一といはれし
 東寺の本堂、金堂、南大門、鎮守八幡宮等に火を
 縱つてこれを焼き、其後も清水寺三十三間堂に楯
 籠りたりしが、彼等は更に内裏に詣りて閉籠すべ

しと聞えしかば、朝廷諸大名に命じて參内警固せ
 しめられ、政元の兵伐つてこれを逐へり。延徳二
 年度の徳政土一揆も北野社、六角堂、因幡堂に楯
 籠りしが、細川、畠山、武田諸氏の兵北野社に來
 り攻むるに及び、土一揆應戰敵せず、火を社頭に
 放つて、或るものは屠腹し、或るものは火中に投
 じたりしが、是時にも餘黨は重ねて禁中に詣りて
 目的を達せんとするの説ありしかば、天皇深く御
 軫念あらせられ、特に警備を嚴にせしめ給へり。

前後の事情より推せば、土一揆が内裏に推參せ
 んどせるは神社寺院に據れると同じく、討伐軍を
 して攻撃を加ふるに躊躇せしむる間に其目的を達
 せんとの謀略に出でしと見らるべし。然れども彼
 等如何に事體を辨へざる没分曉漢たりとも、縱し
 最後の窮策なりとはいへ社寺に加へしが如き狼籍
 をこゝに演せんどの意志ありたりとすべきや、文
 明十八年土一揆の内裏閉籠説傳るや東門の警衛に

就くものなきに宸襟を惱まされ、壑壕を掘鑿するの可否を諮詢し給ひしが、甘露寺親長は「禁裏四壁可被掘於堀之條、以外事也、外聞又不可然」

との理由に依りてこれを不可とし、幕府に命せられて、附近の空地に小屋を建て警備せしめられんことを奏したりしかば天皇御嘉納ありて幕府に旨を諭されしも應せず、依つて公卿をして番士を出して宿衛せしめられたり。然るに其後明應四年に土一揆蜂起して内裏にも參るべしと聞えしかば、天皇は傳奏をして旨を幕府に授けて警固せしめ給ひ、又近衛政家をして其采邑宇治桂の兵士を進めしめられたり。是時内裏の四方に堀を穿たしめられしに、西方の工事に着手するに至らず、東方も亦進捗せざりしが、土一揆の害なかりしより天皇は此無用の土木の爲め徒らに人民を勞せしめ給ひしことを悔い給ふ旨三條西實隆に宣へりといふ。(實隆公記)然るに其後又天文十五年に至りて土一

揆は徳政の事につきて禁中に嗾訴せり。其史料として、御湯殿上日記に、

十月七日、一きども、そふせうな申て、ぶつそうぜひもなき事にて、とざま、ないくおとたちことくしくしこうあり、八日、ぶけより御けいこまいらるゝ、あなたこなたより御ばんしゆどもまいる。

と見え、嚴助往年記に

十一月 日、御法之徳制札被懸之、十月晦日云々、土一揆禁中江參致、訴訟、先代未聞珍事有之、仍自武家其外所々、御警固武者被進之、從當門跡一夜被進之也、不可思儀子細共有之、是十月末之事也。

と見えたり。此二の記録は其時日につきて異同あるも、共に同事ならん。此嗾訴は前代未聞の珍事たるに相違なきも、其此に至れる徑路を考ふるに於ては強ちに深く咎むべからざるを發見すべし。土民が生活難につきて焦眉の急を免れん爲め、一揆を起して徳政を申請するも、幕府は兵を遣してこれを鎮壓し、當の敵たる土倉酒屋さへ其手足となつてこれに加はれり。彼等に取りて安全なるべ

き管の堂社も、今は其強襲を免るゝに足らず、然るに畏くも内裏は天皇の御居所にまじく、殊に尊皇心が蔚然として國民の間に勃興せる折として、土民の心これに歸したり。永正元年土一揆の蜂起せし時、禁中ならば苦しかるまじとて、市民は御苑内に小屋を構へ資財を運び置きしことあり。是等の事實を併せ考ふれば、土一揆自身も、土一揆を恐るゝものも、皆禁中の絶對安全の境地たるに注目せるものに外ならず。これ丈ならば堂社の境内と相去る遠からざるべしと雖ども、土一揆は徳政の要求が幕府の容るゝところとならずして、却つて武力の壓迫を蒙れるに、失望の餘一縷の望を繋げて、こゝに聖鑒を仰がんとせしものなるべく彼禁中閉籠の説の如きも恐らくは此上奏の望を訛傳せしものにあらざるか。塹壕は當時の最も有効なる防禦工事と看做されしものにして、堂社をも焼くを辭せざる土一揆の閉籠説を聞食されては御

軫念もさることながら、塹壕の堀鑿につきては親長の反對理由亦傾聽すべく、彼等が何等の危害を加へざりしは事實の確證するところなり。余輩はこれを以て土民の心が幕府を去ると共に赤子の情より哀を至尊に請はれんとせるものと看做さんとする。

土民の覺醒は多くの注意すべき効果を齎らせり一國を擧げて土一揆の治下でありしものあるは既記の外「守護はなく、百姓持に仕りたる國」といはれし紀伊の如きもあり。當時地方に於ける下級行政區の住民即ち地下人の團結の鞏固にして、領主をして或る程度の自治を認めしめたりしもこれが爲めなり。戦亂の間都市の發達商業の繁榮を來たし、も亦これが爲めなり。彼等の階級より多くの人士を出せる中に豊太閤の如き代表的人物を有するは其誇とすべきところならん。只彼れは當初盛んに土民兵を利用しながら、一朝其志を遂ぐる

に及んでは信長の遺策を繼承して、侍土民の別を正し、侍の百姓町人となるは勿論、百姓の田地を棄て、商賈に轉ずることすらこれを禁じ、又民間の武器を收めて階級制度を確立するに力め、徳川幕府更に極端なる階級政策を取りしかば、土民階

級たる百姓町人は再び駈瀝たる運命に陥り、僅に郷士の中に土民兵の名残を留め、又稀れに突發せる百姓一揆に昔の土一揆の面影を偲ぶに過ぎざることとはなりぬ。

豊太閤の文藝(上)

文學博士 渡邊世祐

微賤に身を起した豊太閤は戰塵の間に人と爲り東西に馳驅して席温まるに暇なかつたのであるから學問など修業する餘裕がなかつたと云ふので、從來世間では無學文盲の様に傳へられて居る。嘗に世間の人のみならず、徳川時代の有名な學者である荻生徂徠、伊勢貞丈、佐藤一齋等も亦しか評して居る。併しこれ等が全く誤つて居ることは近時追々に明となつた、即ち日下寛氏は史學雜誌第三

編第六號に「豊太閤の文學」を説き、三上博士は同誌第十四編第五號に「正確なる史料にあらはれたる豊太閤」と題して、その學問に關することを、その中に述べられてある。これ等に依り太閤は文藝に就いて十分に會得されて居つた事は明であるから、復説くの必要は殆んどない様であるが尙ほその文藝の由來する所、及び修得したる程度に就いて説明し、且つ補足する必要が多少あろう